基本事件：令和５年（ワ）第〇〇〇〇号　損害賠償請求事件[1]
申立人（基本事件原告）　代替氏名Ａ
相手方（基本事件被告）　長野　太郎

収入 印紙 ５００円

秘　匿　決　定　申　立　書

令和５年〇月〇日

〇〇地方裁判所　御中

申立人（基本事件原告）　代替氏名Ａ

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民訴法１３３条１項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所及び氏名を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

申立人の住所等及び氏名等について、【具体的な理由を記載。ただし、秘匿事項が表れないよう注意】相手方に実際の居住地や氏名を知られると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、申立人は、民訴法１３３条１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

[1] 訴状と同時に提出する場合には事件番号の記入不要

1　診断書（抄）[2] 1通

2　支援措置決定通知　１通

3　写真　　　　　〇通

4　陳述書　　　　１通

[2] 病院名が住所の推知事項になる事案では、マスキングした診断書を提出することを想定している。